

感染症の予防及びまん延の防止のための指針

ほっと・氷川台ケアプランサービス

1. 感染症の予防及びまん延の防止のための基本的考え方

(1) 目的

本指針の目的は、ほっと・氷川台ケアプランサービスにおける感染症の予防及びまん延の防止に向けた具体的な取り組みを定めることである。これには、職員、利用者の健康と安全の確保が含まれる。特に高齢者や基礎疾患を持つ利用者が多い介護現場において、感染症は深刻な影響を及ぼす可能性があるため、適切な予防措置の実施と迅速な対応が必要である。

本指針は、これらのリスクを最小限に抑え、安全な介護環境を提供するための基盤を築くことを目指す。

(2) 感染対策の重要性

感染症とは、ウイルス、細菌、真菌などの病原体が人の体内に入り込み、増殖することで発症する疾患である。介護保険サービスを利用する高齢者や基礎疾患を持つ方々は、感染への抵抗力が低下していることが多く、感染症にかかりやすい。また、認知機能の低下により感染対策への協力が難しい場合もある。

介護施設や事業所においては、職員を介して感染症が広がるリスクもあるため、予防と早期の対応が重要である。感染症は個人の健康だけでなく、会社全体の運営にも影響を及ぼすため、その理解と対策は介護現場において必須の事項である。

2. 感染防止対策委員会の組織について

感染症の予防と早期発見に加え、感染症が発生した場合はそのまん延を確実に防止するため「感染防止対策委員会」（以下「委員会」という。）を設置する。

(1) 委員会及び委員の役割

委員会の構成メンバーは事業所のスタッフが務め、委員会の運営と指導を担う。

(2) 開催頻度

委員会は利用者の状況など事業所の状況に応じ、おおむね6月に1回以上、定期的に開催するとともに、感染症が流行する時期等を勘案して必要に応じ随時開催する。

3. 平時の対策

「介護現場における感染症の手引き」に沿って、感染症の予防及びまん延の防止に努める。

(1) 次にあげる事項を適宜実施する。

- ① 事務所内の換気
- ② マスク着用
- ③ 訪問時は利用者宅にて石鹸、流水にて手洗いの実施又はアルコールにて手指消毒実施
- ④ 訪問先が不衛生・劣悪な住環境や感染リスクが高い場合は、シューズカバー・
ディスポ手袋・使い捨てガウン・フェイスシールド又はゴーグルを着用

4. 発生時の対応

- (1) 事業所内で感染症が発生した場合は発生状況を正しく把握し、感染症対策委員会（以下「委員会」という）が中心となり、医療機関や保健所への連絡を行うとともに、消毒や感染経路の遮断に努める。事業所はその内容について全職員へ周知する。
- (2) 報告が義務付けられているものについては、速やかに行政へ委員会が報告する。
- (3) 感染拡大の防止を委員会が協議し、行政・保健所からの指示に従い感染拡大の防止に努める。
- (4) 必要時、サービス事業所や関係機関と情報共有や連絡して、まん延しないようにする。
外部会社へ情報発信する場合や会社として公表する場合は個人情報を十分配慮する。

5. 感染対策マニュアル等の整備と活用

- (1) 感染症発生時のマニュアルを整備するとともに、マニュアルに沿った感染対策に努める
- (2) マニュアルを定期的に見直し、最新情報を掲載する。
- (3) 「介護現場における感染症の手引き（厚生労働省）」を踏まえ、感染症対策に常に務める。

6. 本指針の閲覧に関する基本方針

本指針は公表し、利用者、家族、職員がいつでも自由に閲覧することができる。

附則

この指針は、令和4年4月1日より施行する。

令和8年2月10日改訂、施行する。